

令和 7 年度

第 1 2 回 定例 教育 委員会

我孫子市教育委員会

令和7年度12回定例教育委員会日程

日 時 令和8年3月24日（火） 午後2時から
場 所 教育委員会大会議室

日程第1 会議録署名委員の指名

村松 弘康

日程第2 議 案

- 議案第1号 我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定
について (総務課)
- 議案第2号 我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定
について (総務課)
- 議案第3号 我孫子市就学援助要綱の一部を改正する告示の制定について
(学校教育課)
- 議案第4号 我孫子市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定につ
いて (指導課)
- 議案第5号 我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則
の一部を改正する規則の制定について (文化・スポーツ課)
- 議案第6号 我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例施行
規則の一部を改正する規則の制定について (文化・スポーツ課)
- 議案第7号 我孫子市五本松運動広場整備事業者選定委員会規則を廃止する
規則の制定について (文化・スポーツ課)
- 議案第8号 我孫子市五本松運動広場及び我孫子市ふれあいキャンプ場指定
管理者選考委員会要綱の制定について (文化・スポーツ課)
- 議案第9号 我孫子市生涯学習推進委員会設置要綱の一部を改正する告示の
制定について (生涯学習課)

日程第 3 諸 報 告

日程第 4 議 案

議案第 10 号 我孫子市教育委員会人事異動について (総務課)

目 次

議案第 1 号	我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定 について	・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号	我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定 について	・ ・ ・ ・ 8
議案第 3 号	我孫子市就学援助要綱の一部を改正する告示の制定について	・ ・ ・ ・ 11
議案第 4 号	我孫子市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定につ いて	・ ・ ・ ・ 32
議案第 5 号	我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則 の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 34
議案第 6 号	我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例施行 規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 59
議案第 7 号	我孫子市五本松運動広場整備事業者選定委員会規則を廃止する 規則の制定について	・ ・ ・ ・ 70
議案第 8 号	我孫子市五本松運動広場及び我孫子市ふれあいキャンプ場指定 管理者選考委員会要綱の制定について	・ ・ ・ ・ 72
議案第 9 号	我孫子市生涯学習推進委員会設置要綱の一部を改正する告示の 制定について	・ ・ ・ ・ 75
議案第 1 0 号	我孫子市教育委員会人事異動について (別冊・当日配布)	・ ・ ・ ・ 77

議案第 1 号

我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 2 4 日 提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

令和 8 年度組織見直しに伴い、係の分割及び名称変更を行うため、また、生涯学習出前講座及び地域交流教室の開放に関する事務を生涯学習課の事務として明確に位置付けるとともに、めるへん文庫基金に関する事務を文化・スポーツ課から図書館の事務に、移動図書館に関する事務を図書館分館から図書館利用サービス係の事務に変更するため、提案するものです。

我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

我孫子市教育委員会行政組織規則（平成元年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(部、課、係等の設置) 第10条 教育委員会の権限に属する事務を分掌するため、事務局に次の部、課並びに係を置く。			(部、課、係等の設置) 第10条 教育委員会の権限に属する事務を分掌するため、事務局に次の部、課並びに係を置く。		
部名	課名	係名	部名	課名	係名
教育	略		教育	略	
総務部	学校教育課	学務係 保健係 給食係	総務部	学校教育課	学務係 保健給食係
	略			略	
略			略		
2 略			2 略		
別表第1（第11条関係）			別表第1（第11条関係）		
(1) 教育総務部			(1) 教育総務部		
区分	事務の概目		区分	事務の概目	
略			略		
学校教育課	略		学校教育課	略	
	保健係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校に勤務する職員及び児童生徒の健康診断に関すること。 ○ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師等に関すること。 		保健給食係	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>学校給食の運営に関すること。</u> ○ <u>学校給食の衛生管理に関すること。</u> ○ 学校に勤務する職員及び児童生徒の健康診断に関すること。 ○ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師等に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校保健及び学校安全に関すること。 ○ 学校教育施設の環境衛生に関すること。 ○ 日本スポーツ振興センターに関すること。
給食係	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>学校給食の運営に関すること。</u> ○ <u>学校給食の衛生管理に関すること。</u>
略	

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校保健及び学校安全に関すること。 ○ 学校教育施設の環境衛生に関すること。 ○ 日本スポーツ振興センターに関すること。
略	

(2) 生涯学習部

区分		事務の概目
生涯学習課	企画調整係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部の企画調整に関すること。 ○ 生涯学習及び社会教育に関する調査及び諸統計、資料の刊行に関すること。 ○ 生涯学習審議会に関すること。 ○ 社会教育事業の計画・実施に関すること。 ○ 視聴覚教材・機材の貸出し及び管理に関すること。 ○ 社会人権教育に関すること。 ○ 成人式に関すること。

(2) 生涯学習部

区分		事務の概目
生涯学習課	企画調整係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部の企画調整に関すること。 ○ 生涯学習及び社会教育に関する調査及び諸統計、資料の刊行に関すること。 ○ 生涯学習審議会に関すること。 ○ 社会教育事業の計画・実施に関すること。 ○ 視聴覚教材・機材の貸出し及び管理に関すること。 ○ 社会人権教育に関すること。 ○ 成人式に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年関係団体に関すること。 ○ 子ども部の青少年健全育成事業との連携に関すること。 ○ <u>生涯学習出前講座に関すること。</u> ○ <u>地域交流教室の開放に関すること。</u> ○ 生涯学習推進計画の策定及び進行管理に関すること。 ○ 生涯学習関係機関（小学校・中学校・高等学校・大学、民間教育機関、企業等）との連絡調整に関すること。 ○ 文化施設整備基金に関すること。 ○ その他生涯学習の<u>推進</u>に関すること。 			<ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年関係団体に関すること。 ○ 子ども部の青少年健全育成事業との連携に関すること。 ○ <u>その他社会教育に関すること。</u> ○ 生涯学習推進計画の策定及び進行管理に関すること。 ○ 生涯学習関係機関（小学校・中学校・高等学校・大学、民間教育機関、企業等）との連絡調整に関すること。 ○ 文化施設整備基金に関すること。 ○ その他生涯学習の<u>振興</u>に関すること。
文化・スポーツ課	文化振興係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化事業の計画及び実施に関すること。 ○ 芸術文化の振興に関すること。 ○ 芸術文化団体の指導育成に関すること。 ○ 伝統芸能継承活動の推進に関すること。 	文化・スポーツ課	文化振興係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化事業の計画及び実施に関すること。 ○ 芸術文化の振興に関すること。 ○ 芸術文化団体の指導育成に関すること。 ○ 伝統芸能継承活動の推進に関すること。 ○ <u>めるへん文庫基金に関すること。</u>

略

別表第2（第14条～第16条の2関係）

所属 課	教育 機関 名	係名	事務の概目
教育相談セ ンター		特別 支 援・長 期欠 席支 援係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教材及び教 具の活用に関 すること。 ○ 教科用図書 及び教材の給 付に関するこ と。 ○ 教育情報の 収集、整理及び 活用に関する こと。 ○ 不登校の児 童又は生徒そ の他相当の期 間学校を欠席 している児童 又は生徒に対 する相談及び 支援に関する こと。 ○ 教育支援セ ンター（適応指 導教室）の管理 及び運営に関 すること。 ○ 特別支援教 育に関するこ

略

別表第2（第14条～第16条の2関係）

所属 課	教育 機関 名	係名	事務の概目
教育相談セ ンター		特別 支 援・長 期欠 席対 策係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教材及び教 具の活用に関 すること。 ○ 教科用図書 及び教材の給 付に関するこ と。 ○ 教育情報の 収集、整理及び 活用に関する こと。 ○ 不登校の児 童又は生徒そ の他相当の期 間学校を欠席 している児童 又は生徒に対 する相談及び 支援に関する こと。 ○ 教育支援セ ンター（適応指 導教室）の管理 及び運営に関 すること。 ○ 特別支援教 育に関するこ

			と。 ○ 児童又は生徒の教育支援に関すること。				と。 ○ 児童又は生徒の教育支援に関すること。
			略				略
			略				略
			略				略
図書館	我孫子市民図書館	総務係	○ 図書館計画に関すること。 ○ 文書の受発、保管及び公印の管理に関すること。 ○ 施設管理に関すること。 ○ 図書館の情報管理及び統計に関すること。 ○ めるへん文庫基金に関すること。	図書館	我孫子市民図書館	総務係	○ 図書館計画に関すること。 ○ 文書の受発、保管及び公印の管理に関すること。 ○ 施設管理に関すること。 ○ 図書館の情報管理及び統計に関すること。
		利用者サービス係	○ 図書館の利用サービス計画に関すること。 ○ 図書館の利用サービスに関すること。 ○ 関連団体の育成に関すること。			利用者サービス係	○ 図書館の利用サービス計画に関すること。 ○ 図書館の利用サービスに関すること。 ○ 関連団体の育成に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との相互協力に関すること。 ○ 図書館資料の収集、保存、管理及び提供に関すること。 ○ 移動図書館に関すること。 			<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との相互協力に関すること。 ○ 図書館資料の収集、保存、管理及び提供に関すること。 	
	分館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 分館の利用サービスに関すること。 ○ 図書館資料の収集、保存、管理及び提供に関すること。 		分館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 分館の利用サービスに関すること。 ○ 図書館資料の収集、保存、管理及び提供に関すること。 ○ 移動図書館に関すること。 	
略				略		

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 号

我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定について

我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 2 4 日 提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

我孫子市教育委員会行政組織規則の改正に伴い、個別専決事項の生涯学習課の専決事項に生涯学習出前講座及び地域交流教室の開放に関することを定めるほか、条文を整備するため、提案するものです。

我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令

我孫子市教育委員会職務権限規程（平成元年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
(用語の定義)				(用語の定義)			
第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。				第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。			
(1) 略				(1) 略			
(2) 課 規則第10条第1項に規定する課、 規則第13条第2号 に規定する図書館、同条第3号に規定する鳥の博物館及び同条第6号に規定する教育相談センターをいう。				(2) 課 規則第10条第1項に規定する課、 第13条第2号 に規定する図書館、同条第3号に規定する鳥の博物館及び同条第6号に規定する教育相談センターをいう。			
(3)から(5)まで 略				(3)から(5)まで 略			
(6) 課長 規則第10条第1項に規定する課の課長並びに 規則第13条第2号 に規定する図書館、同条第3号に規定する鳥の博物館及び同条第6号に規定する教育相談センターの長をいう。				(6) 課長 規則第10条第1項に規定する課の課長並びに 第13条第2号 に規定する図書館、同条第3号に規定する鳥の博物館及び同条第6号に規定する教育相談センターの長をいう。			
(7)から(25)まで 略				(7)から(25)まで 略			
別表第2（第27条関係）				別表第2（第27条関係）			
個別専決事項				個別専決事項			
1の表 略				1の表 略			
2				2			
区分	専決事項	専決区分		区分	専決事項	専決区分	
		教 育 長	部 長			課 長	教 育 長

生涯 学習 課 習 部	略			生涯 学習 課 習 部	略		
	生涯学習推進に 関すること。		略		生涯学習推進に 関すること。		略
	<u>生涯学習出前講 座</u> に關すること。				<u>生涯学習プログ ラム</u> に關するこ と。		
	<u>地域交流教室の 開放</u> に關するこ と。						
	略				略		
略				略			

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

我孫子市就学援助要綱の一部を改正する告示の制定について

我孫子市就学援助要綱の一部を改正する告示を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 2 4 日 提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

自治体情報システムの標準化・共通化に伴い、新たな様式を定めるため、また、準要保護者認定基準を見直し、世帯の需要額を生活扶助基準額の 1.4 倍未満の者に改めるとともに、小学校給食費の無償化により、給食費の就学援助支給対象者から小学校を除くほか、条文を整備するため、提案するものです。

我孫子市就学援助要綱の一部を改正する告示

我孫子市就学援助要綱（平成23年教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(就学援助の費目等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の費目ごとの就学援助の支給額は、毎年度<u>教育委員会</u>が定める。</p> <p>(就学援助の認定)</p> <p>第5条 教育委員会は、申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、就学援助の<u>認定の可否について決定するものとする。</u></p> <p><u>2 教育委員会は、前項の規定による審査の結果、就学援助を実施することが適当であると認めるときは、就学援助の認定を決定するとともに、その結果を就学援助決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により当該申請者に通知するものとする。</u></p> <p><u>3 教育委員会は、第1項の規定による審査の結果、就学援助の実施が適当でないと認めるときは、その結果を就学援助却下通知書（様式第3号）</u></p>	<p>(就学援助の費目等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の費目ごとの就学援助の支給額は、毎年度<u>教育長</u>が定める。</p> <p>(就学援助の認定)</p> <p>第5条 教育委員会は、申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、就学援助の可否を<u>決定し、その結果を就学援助決定（却下）通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者に、就学援助認定（却下）通知書（様式第3号。以下「認定通知書」という。）により校長に通知するものとする。</u></p>

により当該申請者に通知するものとする。

4 教育委員会は、申請書の不備等により第1項の規定による審査を行うことができないときは、就学援助審査保留通知書（様式第4号）により当該申請者に対し通知するものとする。

5 教育委員会は、第1項の規定により就学援助の認定の可否を決定したときは、その決定の内容を就学援助認定（却下・保留・取消）通知書（様式第5号。以下「認定通知書」という。）により校長に通知するものとする。

6 第1項の場合において、当該年度の5月10日までに申請書の提出があったときは同年度の初日を、同年度の5月11日以後に申請書の提出があったときは当該申請書の提出があった日の属する月の初日（年度の中途に転入学した者について、当該転入学した日から1月以内に申請書の提出があったときは当該転入学した日）を就学援助の認定開始日とする。ただし、教育委員会が認めるときは、この限りでない。

（変更届等）

第8条 受給者は、就学援助申請に係る事項に変更が生じたときは、就学援助費受給者変更届（様式第6号）により、速やかに校長を経由して教

2 前項の場合において、当該年度の5月10日までに申請書の提出があったときは同年度の初日を、同年度の5月11日以後に申請書の提出があったときは当該申請書の提出があった日の属する月の初日（年度の中途に転入学した者について、当該転入学した日から1月以内に申請書の提出があったときは当該転入学した日）を就学援助の認定開始日とする。ただし、教育委員会が認めるときは、この限りでない。

（変更届等）

第8条 受給者は、就学援助申請に係る事項に変更が生じたときは、就学援助費受給者変更届（様式第4号）により、速やかに校長を経由して教

育委員会に届け出なければなら
ない。

2 略

3 教育委員会は、就学援助の認定を
変更するときは、就学援助変更通知
書（**様式第7号**）により受給者に、
就学援助児童生徒変更認定通知書
（**様式第8号**）により校長に通知す
るものとする。

（就学援助の認定の取消し）

第9条 略

2 教育委員会は、前項の規定により
就学援助の認定を取り消したとき
は、**就学援助認定取消通知書（様式
第9号）**により受給者に通知するも
のとする。

**3 第1項の規定による取消しをした
場合においては、第5条第5項の規
定を準用する。**

4 略

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか
必要な事項は、**教育委員会**が別に定
める。

別表第1（第2条関係）

準要保護者認定基準

準要保護者は、次の各号のいずれ
かに該当する者とする。ただし、第
1号から第8号までについては、前
年度又は当該年度において当該各
号に規定する措置を受けた者とし
る。

育委員会に届け出なければなら
ない。

2 略

3 教育委員会は、就学援助の認定を
変更するときは、就学援助変更通知
書（**様式第5号**）により受給者に、
就学援助児童生徒変更認定通知書
（**様式第6号**）により校長に通知す
るものとする。

（就学援助の認定の取消し）

第9条 略

2 教育委員会は、前項の規定により
就学援助の認定を取り消したとき
は、受給者**及び校長**に通知するもの
とする。

3 略

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか
必要な事項は、**教育長**が別に定める。

別表第1（第2条関係）

準要保護者認定基準

準要保護者は、次の各号のいずれ
かに該当する者とする。ただし、第
1号から第8号までについては、前
年度又は当該年度において当該各
号に規定する措置を受けた者とし
る。

(1)から(8)まで 略

(9) その者の属する世帯における前年（1月分から3月分までの就学援助費については、前々年の**所得額**が、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）のうち、次に掲げる扶助費の基準額により算定した当該世帯の需要額の**1.4倍未満**の者

アからキまで 略

(10) 略

(1)から(8)まで 略

(9) その者の属する世帯における前年（1月分から3月分までの就学援助費については、前々年の**収入額**が、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）のうち、次に掲げる扶助費の基準額により算定した当該世帯の需要額の**1.5倍未満**の者

アからキまで 略

(10) 略

別表第2（第3条関係）

号	就学援助費 目	支給対象者	
		要保護・準 要保護の 別	児童・生徒 の学年
略			
7	給食費	準要保護	中学全学 年
略			

備考 略

別表第2（第3条関係）

号	就学援助費 目	支給対象者	
		要保護・準 要保護の 別	児童・生徒 の学年
略			
7	給食費	準要保護	全学年
略			

備考 略

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

年 月 日

我孫子市教育委員会 あて

就学援助の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

保 護 者	氏名				前年度就学援助	<input type="checkbox"/> 受給 <input type="checkbox"/> 未受給
	住所	〒270- 日中の連絡先 我孫子市 ()				
住民登録の 状況		年1月1日現在の居住状況 <input type="checkbox"/> 我孫子市に住民登録していた <input type="checkbox"/> 我孫子市に住民登録していなかった → 前住所地から所得（課税） 証明書を取り寄せて添付してください				
児 童 ・ 生 徒	学校名	我孫子市立 学校（小・中学校別に申請してください）				
	フリガナ 氏名	保護者との続柄	生年月日	学年・組		
			・	年	組	
			・	年	組	
同一生計の世帯員状況（上記児童生徒を除く。単身赴任の家族も記入）						
フリガナ 氏名	保護者との 続柄	生年月日	職業又は 在籍校名・学年			
	本人 (保護者)	・				
		・				
		・				
		・				
		・				
		・				

（裏面も記入してください）

年 月 日

様

我孫子市教育委員会

就学援助 決定通知書

就学援助に関する申請について、審査の結果、就学援助対象者と認定されたので通知いたします。

【対象者】

学 校	学 年	児童生徒名

認定日 年 月 日 認定区分

認定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

認定理由

様式第 6 号を次のように改め、同様式を様式第 8 号とする。

就学援助児童生徒変更認定通知書

年 月 日

校長 あて

我孫子市教育委員会

就学援助認定内容を次のとおり変更したので通知します。

1 準要保護者から要保護者に変更した児童又は生徒

学年	氏名	保護者	住所	変更した就学援助の開始日

2 要保護者から準要保護者に変更した児童又は生徒

学年	氏名	保護者	住所	変更した就学援助の開始日

3 その他

学年	氏名	保護者	変更内容	変更日

様式第 8 号の次に次の 1 様式を加える。

様

我孫子市教育委員会

就学援助 認定取消通知書

就学援助について、下記の理由により、その認定を取り消しますので、通知いたします。

【対象者】

学 校	学年	認定区分	児童生徒名

認定取消日 年 月 日

認定取消理由

備考

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、我孫子市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、我孫子市を被告として（訴訟において我孫子市を代表する者は我孫子市教育委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 5 号を次のように改め、同様式を様式第 7 号とする。

就学援助変更通知書

年 月 日

様

我孫子市教育委員会

あなたが現在受けている 年度の就学援助の内容を、次のとおり変更しますので通知します。

1 変更内容（※該当する□にレ印及び記載。）

準要保護から要保護者に変更します。

要保護者から準要保護者に変更します。

住所変更 （旧： _____）

（新： _____）

氏名変更 （旧： _____）

（新： _____）

世帯構成の変更

（内容： _____）

その他

（内容： _____）

2 認定内容を変更した日

様式第4号を様式第6号とし、様式第3号を次のように改め、同様式を様式第5号とする。

様式第 2 号の次に次の 2 様式を加える。

年 月 日

様

我孫子市教育委員会

就学援助 却下通知書

就学援助に関する申請について、審査の結果、就学援助対象外となり、却下となりましたので、通知いたします。

【対象者】

学 校	学年	認定区分	児童生徒名

否認定日 年 月 日

否認定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

否認定理由

備考

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、我孫子市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、我孫子市を被告として（訴訟において我孫子市を代表する者は我孫子市教育委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

様

我孫子市教育委員会

就学援助 審査保留通知書

就学援助に関する申請について、下記の理由により、その審査を保留しています。
審査するために必要な書類の提出及び手続をお願いいたします。

【対象者】

学 校	学年	認定区分	児童生徒名

提出期限 年 月 日 保留日 年 月 日

保留理由

保留期間 年 月 日 ～ 年 月 日

必要提出書類

および手続き

提出先 我孫子市教育委員会

備考

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、我孫子市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、我孫子市を被告として（訴訟において我孫子市を代表する者は我孫子市教育委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 号

我孫子市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 2 4 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 7 条の 5 第 4 項の改正に伴い、校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する基本的な方針に、教育課程の編成及び業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項を追加するため、提案するものです。

我孫子市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

我孫子市学校運営協議会規則（令和 3 年教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（学校運営に関する基本的な方針の承認）</p> <p>第 5 条 校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。</p> <p><u>(1) 教育課程の編成に関すること。</u></p> <p><u>(2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第 7 条第 1 項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。</u></p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p>2 略</p>	<p>（学校運営に関する基本的な方針の承認）</p> <p>第 5 条 校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。</p> <p><u>(1)</u> 略</p> <p><u>(2)</u> 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を
改正する規則の制定について

我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改
正する規則を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 2 4 日 提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

我孫子市五本松運動広場を整備するに当たり、利用者の利便性を高める目的
として、指定管理者制度を導入することができるようにするため、また、市民
体育館、近隣センター等の公共施設と同様の施設予約方式による使用許可申請
手続を定め、様式を追加するほか、条文を整備するため、提案するものです。

我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成22年教育
委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（使用者登録の申請）</u></p> <p><u>第2条 条例第7条の登録（以下「使用者登録」という。）を受けようとする者は、我孫子市公共施設使用者登録申請書（様式第1号）を我孫子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（使用者登録及び登録カードの交</u></p>	<p><u>（運動広場の使用時間）</u></p> <p><u>第2条 我孫子市五本松運動広場（以下「運動広場」という。）の使用時間は、5月から8月までの間は午前9時から午後6時まで、9月から翌年4月までの間は午前9時から午後5時までとする。ただし、我孫子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要があると認めたときは、これを変更することができる。</u></p> <p><u>（運動広場の休日）</u></p> <p><u>第3条 運動広場の休日は、1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、教育委員会が必要があると認めたときは、これを変更することができる。</u></p>

付)

第3条 教育委員会は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、使用者登録をするとともに、我孫子市公共施設使用者登録カード（以下「登録カード」という。）を当該申請者に交付するものとする。

2 登録カードの様式は、教育委員会が別に定める。

（使用者登録の変更等の届出）

第4条 使用者登録を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、我孫子市体育施設使用者登録変更・廃止届（様式第2号）により、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(1) 使用者登録を受けた事項に変更が生じたとき。

(2) 団体を解散したとき。

2 教育委員会は、前項第1号に該当する旨の届出があったときは使用者登録の内容を変更し、同項第2号に該当する旨の届出があったときは使用者登録を取り消すものとする。

（使用の申請及び許可）

第5条 条例第8条第1項に規定する許可を受けようとする者は、我孫子市五本松運動広場使用許可申請書（様式第3号）又は我孫子市五本松運動広場使用許可申請書（随時用）（様式第4号）を使用しようとする

（使用の申請及び許可）

第4条 条例第4条第1項に規定する許可を受けようとする者は、我孫子市五本松運動広場使用許可申請書（様式第1号）を使用しようとする日の属する月の3月前の初日から使用する日までの間に教育委員会に提

日の属する月の3月前の初日 (市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者にあつては当該月の16日) から使用する日までの間に教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請手続は、インターネットを利用して行うことができる。

3 教育委員会は、**第1項**の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、使用を許可したときは、我孫子市五本松運動広場使用許可書 (**様式第5号**) を当該申請者に交付するものとする。

4 我孫子市五本松運動広場(以下「運動広場」という。)の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該許可を受けた施設を使用するときは、次に掲げる書類を係員に提示しなければならない。ただし、教育委員会が認めたときは、第3号に掲げる書類を提示することを要しない。

(1) 使用許可書

(2) 使用料の領収書

(3) 年齢を証明する書類(以下「年齢証明書」という。)(高校生以下又は65歳以上の者に限る。)

(4) 登録カード(条例第4条第1号ア若しくは第2号から第4号までに掲げる施設の一部又は全部を専用して使用する場合に限る。)

(使用許可の順位)

出しなければならない。

2 教育委員会は、**前項**の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、使用を許可したときは、我孫子市五本松運動広場使用許可書 (**様式第2号**) を当該申請者に交付するものとする。

(使用許可の順位)

第6条 運動広場の使用の許可の順位は、前条第1項に規定する申請書の受付順位による。ただし、受付日の初日から1週間以内に2以上の申請があった場合は、抽選により決定する。

2 教育委員会は、使用の目的が公用又は公益上必要があると認められる場合は、前項の規定にかかわらず、これを優先することができる。

(使用の取りやめ等)

第7条 条例第8条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用を取りやめ、又は変更しようとするときは、我孫子市五本松運動広場使用取りやめ・変更届（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の手続は、インターネットを利用して行うことができる。

(施設の使用を取りやめた場合の使用料の納付)

第8条 使用者は、自己の都合により許可を受けた運動広場の使用を取りやめる場合において、使用日から起算して7日前までに前条に規定する

第5条 運動広場の使用の許可の順位は、前条第1項に規定する申請書の受付順位による。ただし、受付日の初日に2以上の申請があった場合は、抽選により決定する。

2 教育委員会は、申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、これを優先することができる。

(1) 使用の目的が公用又は公益上必要があると認められる場合

(2) 小学生以下の者で構成された団体であって、市内に活動拠点があるものが使用する場合

(使用の取止め等)

第6条 条例第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用を取り止め、又は変更しようとするときは、我孫子市五本松運動広場使用取り止め・変更届（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の納入)

第7条 条例第8条第1項に規定する使用料の納入は、納入通知書により教育委員会が指定する日までに行わなければならない。

取りやめの手続を行わないときは、当該許可を受けた運動広場の使用料を納付しなければならない。

(申請の制限)

第9条 既許可に係る使用料に未納がある者（当該既許可について使用日から起算して7日前までに第7条に規定する手続をした者を除く。）は、運動広場の使用申請をすることができない。運動広場以外の使用の許可を受けた公の施設の使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項に規定する利用料金を徴収する公の施設にあつては当該利用料金）に未納がある場合も、同様とする。

(使用料の減免)

第10条 条例第12条第3項の規定による使用料の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 略

(2) 障害者（身体障害者手帳、療育手帳若しくはこれに準ずる書類又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。以下同

2 使用者は、自己の都合により許可を受けた運動広場の使用を取りやめる場合において、使用日から起算して7日前までに前条の取消し手続を行わないときは、当該許可を受けた運動広場の使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 条例第8条第3項の規定による使用料の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 略

じ。)が運動広場を使用する場合の介助者(障害者1人につき1人とする。)

(3) 略

2 条例第12条第3項の規定による使用料の減額は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、減額の割合は、使用料の100分の50とする。

(1) 使用者の半数以上が障害者で構成された団体が使用する場合

(2) 市内に在住し、在勤し又は在学する障害者が使用する場合

(3) 略

3 前項の規定により算出した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 使用料の減免を受けようとする者は、我孫子市五本松運動広場使用料減免申請書(様式第7号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

5 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、我孫子市五本松運動広場使用料減免通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(使用料の還付)

(2) 略

2 条例第8条第3項の規定による使用料の減額は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、減額の割合は、使用料の100分の50とする。

(1) 使用者の半数以上が障害者(身体障害者手帳、療育手帳若しくはこれに準ずる書類又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。)で構成された団体が使用する場合

(2) 略

3 使用料の減免を受けようとする者は、我孫子市五本松運動広場使用料減免申請書(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、我孫子市五本松運動広場使用料減免通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第11条 略

2 前項の場合において、使用者は、我孫子市五本松運動広場使用料還付請求書（様式第9号）を教育委員会に提出しなければならない。

（構成員の半数以上が高校生以下又は65歳以上の者である団体の認定申請）

第12条 条例別表備考5第3号の認定

（以下「認定」という。）を受けようとする者は、我孫子市体育施設使用料減額団体認定申請書（様式第10号）に構成員の名簿（以下「名簿」という。）及び構成員の年齢証明書の写しを添付し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が認めたときは、年齢証明書の写しの提出に代えて当該年齢証明書を提示すること、又は当該年齢証明書の写しの提出を省略することができる。

2 教育委員会は、認定を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、認定をしないことができる。

（1）偽りその他不正の手段により認定を受けようとするとき。

（2）第16条第2項の規定により認定を取り消された日から1月以内にあるとき。

（認定等）

第13条 教育委員会は、前条第1項の

第9条 略

2 前項の場合において、使用者は、我孫子市五本松運動広場使用料還付請求書（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

申請書の提出があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、我孫子市体育施設使用料減額団体認定（却下）通知書（様式第11号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 認定の有効期限は、当該認定を決定した日の属する年度の末日までとする。

（構成員の変更の届出）

第14条 前条第1項の規定により認定を受けた者（以下「減額団体」という。）は、構成員の加入又は脱退があったときは、我孫子市体育施設使用料減額団体構成員変更届（様式第12号）により、速やかに教育委員会に届け出なければならない。この場合において、新たに加入した構成員があるときは、その者の年齢証明書の写しを添付しなければならない。

（認定の更新手続）

第15条 減額団体に係る認定の更新の手続については、第12条及び第13条の規定を準用する。

2 前項において準用する第12条第1項の規定による申請の手続は、毎年3月1日から同月16日までの間に行わなければならない。ただし、教育委員会が認めたときは、この限りでない。

（認定の取消し）

第16条 教育委員会は、減額団体が条

例別表備考5第3号に規定する団体の要件を満たさなくなったときは、その認定を取り消すものとする。

2 教育委員会は、減額団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

(1) 第4条第1項又は第14条の規定による届出を怠ったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

(3) 条例又はこの規則に違反したとき。

(4) その他教育委員会が特に必要があると認めたととき。

3 教育委員会は、前2項の規定により認定を取り消すときは、我孫子市体育施設使用料減額団体認定取消通知書（様式第13号）により、当該減額団体に通知するものとする。

(遵守事項)

第17条 略

(管理を指定管理者に行わせる場合の読替え)

第18条 条例第15条の規定により運動広場の管理を指定管理者が行う場合においては、第2条から第7条まで及び第10条から第16条まで中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第8条、第10条及び第11条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第9条中「既許可に係る使用料」とあるのは「既許可に係る利用料金」

(遵守事項)

第10条 略

様式第 6 号中

「団体名
代表者住所
氏名
電話

「登録番号
団体名
代表者住所
代表者氏名
電話

」を 電話 ）」に、

「

使用施設名	<input type="checkbox"/> スポーツ広場
	<input type="checkbox"/> みどりの広場

」を

「

使用施設名	<input type="checkbox"/> サッカー・ラグビー場	<input type="checkbox"/> 陸上競技場
	<input type="checkbox"/> 多目的芝生広場	<input type="checkbox"/> 大会議室 <input type="checkbox"/> 小会議室
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	

」に

改め、同様式を様式第 9 号とし、同様式の次に次の 4 様式を加える。

我孫子市体育施設使用料減額団体認定申請書

年 月 日

我孫子市教育委員会 へ

登録団体名 _____

代表者名 _____

体育施設使用料減額団体の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

登録番号								
区分	新規 ・ 更新							
添付書類	1 構成員の名簿 2 構成員の年齢を証明する書類の写し							

我孫子市体育施設使用料減額団体認定（却下）通知書

第 号
年 月 日

登録団体名 _____

代表者名 _____

我孫子市教育委員会 印

体育施設使用料減額団体の認定について、次のとおり認定（却下）したので、通知します。

1 認定

登録番号								
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで							

注 認定の更新を受けようとするときは、毎年3月1日から16日までの間に、次に掲げる書類を教育委員会に提出してください。

- (1) 我孫子市体育施設使用料減額団体認定申請書（様式第10号）
- (2) 構成員の名簿
- (3) 構成員の年齢を証明する書類の写し

2 却下

理由	
----	--

様式第12号（第14条関係）

我孫子市体育施設使用料減額団体構成員変更届

年 月 日

登録番号										
フリガナ										
使用団体登録名										
フリガナ								生年月日		
代表者氏名								年	月	日生
住所区分	市内 ・ 市外									
代表者住所	〒 ー									
電話番号										
緊急連絡先	携帯：				その他：					
届出区分	加入 ・ 脱退									
加入者										
脱退者										
添付書類	新たに加入した構成員の年齢を証明する書類の写し									
備考										

注 該当項目には、○印をしてください。

確認	入力

我孫子市体育施設使用料減額団体認定取消通知書

第 号
年 月 日

登録団体名 _____

代表者名 _____

我孫子市教育委員会 印

体育施設使用料減額団体の認定について、次のとおり認定を取り消したので、通知します。

理由	
----	--

我孫子市教育委員会 あて

登録番号 _____ 団体名 _____

代表者氏名 _____ 電話番号 _____

住 所 _____

運動広場使用の許可を受けたいので、次のとおり申請いたします。

使用目的						
第1回	使用日時	年 月 日 午前・午後 時から午前・午後 時まで				
	使用施設名	1 サッカー・ラグビー場（全面）	5 多目的芝生広場			
		2 サッカー・ラグビー場（半面）	6 大会議室			
		3 サッカー・ラグビー場（1/4面）	7 小会議室			
		4 陸上競技場	8 その他（ _____ ）			
第2回	使用日時	年 月 日 午前・午後 時から午前・午後 時まで				
	使用施設名	1 サッカー・ラグビー場（全面）	5 多目的芝生広場			
		2 サッカー・ラグビー場（半面）	6 大会議室			
		3 サッカー・ラグビー場（1/4面）	7 小会議室			
		4 陸上競技場	8 その他（ _____ ）			
第3回	使用日時	年 月 日 午前・午後 時から午前・午後 時まで				
	使用施設名	1 サッカー・ラグビー場（全面）	5 多目的芝生広場			
		2 サッカー・ラグビー場（半面）	6 大会議室			
		3 サッカー・ラグビー場（1/4面）	7 小会議室			
		4 陸上競技場	8 その他（ _____ ）			
第4回	使用日時	年 月 日 午前・午後 時から午前・午後 時まで				
	使用施設名	1 サッカー・ラグビー場（全面）	5 多目的芝生広場			
		2 サッカー・ラグビー場（半面）	6 大会議室			
		3 サッカー・ラグビー場（1/4面）	7 小会議室			
		4 陸上競技場	8 その他（ _____ ）			
第5回	使用日時	年 月 日 午前・午後 時から午前・午後 時まで				
	使用施設名	1 サッカー・ラグビー場（全面）	5 多目的芝生広場			
		2 サッカー・ラグビー場（半面）	6 大会議室			
		3 サッカー・ラグビー場（1/4面）	7 小会議室			
		4 陸上競技場	8 その他（ _____ ）			
使用人員	合計	人	内訳	高校生以下	人	
				65歳以上	人	
				一般	人	
備考						
受付		年 月 日			第 号	

注：運動広場において次に掲げる行為をしようとする場合は、行為の内容が分かる書類を添付してください。

- 1 営利を目的とする事業その他これに類する行為
- 2 物の頒布、募金、興行その他これらに類する行為
- 3 競技会、展示会その他これらに類する催しの開催

様式第3号中「我孫子市五本松運動広場使用取止め・変更届」を「我孫子市五本松運動広場使用取りやめ・変更届」に、

「団体名
代表者住所
氏名
電話」を「登録番号
団体名
代表者住所
代表者氏名
電話」に、

「

使用施設名	<input type="checkbox"/> スポーツ広場	<input type="checkbox"/> スポーツ広場
	<input type="checkbox"/> みどりの広場	<input type="checkbox"/> みどりの広場

」を

「

使用施設名		
-------	--	--

」に

改め、同様式を様式第6号とする。

様式第1号を次のように改め、同様式を様式第3号とする。

我孫子市教育委員会 あて

登録番号 _____ 団体名 _____

代表者氏名 _____ 電話番号 _____

住 所 _____

運動広場使用の許可を受けたいので、次のとおり申請いたします。

使用目的							
第1回	使用日時	第1希望 () 年 月 日	午前・午後	時から	午前・午後	時まで	
	使用施設名	1 サッカー・ラグビー場 (全面)	5 多目的芝生広場				
第2回	使用日時	第2希望 () 年 月 日	午前・午後	時から	午前・午後	時まで	
	使用施設名	2 サッカー・ラグビー場 (半面)	6 大会議室				
第3回	使用日時	第3希望 () 年 月 日	午前・午後	時から	午前・午後	時まで	
	使用施設名	3 サッカー・ラグビー場 (1/4面)	7 小会議室				
第4回	使用日時	第1希望 () 年 月 日	午前・午後	時から	午前・午後	時まで	
	使用施設名	4 陸上競技場	8 その他 ()				
第5回	使用日時	第2希望 () 年 月 日	午前・午後	時から	午前・午後	時まで	
	使用施設名	3 サッカー・ラグビー場 (1/4面)	7 小会議室				
使用人員	合計	人	内訳	高校生以下	人		
				65歳以上	人		
				一般	人		
備考							
受付		年 月 日			第 号		

- 注1：使用日時の () には、使用施設名の番号を記入してください。
- 注2：運動広場において次に掲げる行為をしようとする場合は、行為の内容が分かる書類を添付してください。
- 1 営利を目的とする事業その他これに類する行為
 - 2 物の頒布、募金、興行その他これらに類する行為
 - 3 競技会、展示会その他これらに類する催しの開催

附則の次に次の2様式を加える。

我孫子市公共施設使用者登録申請書

登録番号										※この欄は、記入しないでください。
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------------------

※下記の太枠内(裏面)をご記入ください。

ふりがな										希望パスワード(英数混在、任意の4~8桁。記号は、使えません。) ※新規登録者のみ記入
団体名 または氏名										
登録済み施設		<input type="checkbox"/> 公民館		<input type="checkbox"/> 体育施設		<input type="checkbox"/> 市民プラザ		<input type="checkbox"/> 近隣・市民センター		
		<input type="checkbox"/> 千葉県福祉ふれあいプラザ		<input type="checkbox"/> その他()						
登録希望施設		<input type="checkbox"/> 公民館		<input type="checkbox"/> 体育施設		<input type="checkbox"/> 市民プラザ		<input type="checkbox"/> 近隣・市民センター		
代表者	ふりがな									
	氏名									
	電話番号	(自宅) - -				(携帯) - -				
	住所	〒 -								
	予約情報通知先 メールアドレス	@ ※抽選結果や予約内容のメールでの送信を希望される方は、ご記入ください。								
活動内容	<input type="checkbox"/> 教育・学習 <input type="checkbox"/> 人文・社会科学 <input type="checkbox"/> 自然科学 <input type="checkbox"/> 産業・技術・情報 <input type="checkbox"/> 芸術・文化 <input type="checkbox"/> 音楽・芸能 <input type="checkbox"/> 郷土 <input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> スポーツ・レクリエーション <input type="checkbox"/> 家庭生活・趣味 <input type="checkbox"/> 市民生活・国際関係 <input type="checkbox"/> その他()									
	※活動内容を具体的に記入してください。									
	区分 ※体育施設を利用する方のみ選択してください。 <input type="checkbox"/> アマチュア <input type="checkbox"/> その他()									

※上記の内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。(裏面もご記入ください。)

職員記入欄

本人確認欄	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> その他()								
住所区分	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 取手市 <input type="checkbox"/> その他市外			営利区分	<input type="checkbox"/> 営利 <input type="checkbox"/> 非営利				
受付館	<input type="checkbox"/> 我孫子地区公民館		<input type="checkbox"/> 湖北地区公民館		<input type="checkbox"/> 市民体育館		<input type="checkbox"/> 市民プラザ		
	<input type="checkbox"/> () 近隣センター		<input type="checkbox"/> 湖北台市民センター		<input type="checkbox"/> 五本松運動広場				

備考

我孫子市体育施設使用者登録変更・廃止届

年 月 日

登録番号									
フリガナ									
使用団体登録名									
フリガナ									
代表者氏名									
住所区分	市内 ・ 取手市 ・ その他市外								
代表者住所	〒 ー								
電話番号									
緊急連絡先	携帯：				その他：				
届出区分	変更 ・ 廃止								
変更事由 ・ 廃止事由									
備考									

- 注1 太枠内は、必ず記入してください。
 2 該当項目には、○印をしてください。

登録カード	確認	入力

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に運動広場を使用するための準備行為は、施行日前においても行うことができる。

我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 2 4 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

我孫子市ふれあいキャンプ場の利用者の利便性を高めることを目的として、指定管理者制度を導入することができるようにするため、また、市民体育館、近隣センター等の公共施設と同様の施設予約方式による使用許可申請手続を定め、様式を追加するほか、条文を整備するため、提案するものです。

我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成5年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（使用者登録の申請）</u></p> <p><u>第2条 条例第6条の登録（以下「使用者登録」という。）を受けようとする者は、我孫子市公共施設使用者登録申請書（様式第1号）を我孫子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（使用者登録及び登録カードの交付）</u></p> <p><u>第3条 教育委員会は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、使用者登録をするとともに、我孫子市公共施設使用者登録カード（以下「登録カード」という。）を当該申請者</u></p>	<p><u>（休場日）</u></p> <p><u>第2条 我孫子市ふれあいキャンプ場（以下「キャンプ場」という。）の休場日は、1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、我孫子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要があると認めるときは、臨時に休場し、又は開場することができる。</u></p>

に交付するものとする。

2 登録カードの様式は、教育委員会
が別に定める。

(使用者登録の変更等の届出)

第4条 使用者登録を受けた者は、次
の各号のいずれかに該当するとき
は、我孫子市ふれあいキャンプ場使
用者登録変更・廃止届(様式第2号)
により、速やかに教育委員会に届け
出なければならない。

(1) 使用者登録を受けた事項に変
更が生じたとき。

(2) 団体を解散したとき。

2 教育委員会は、前項第1号に該当
する旨の届出があったときは使用者
登録の内容を変更し、同項第2号に
該当する旨の届出があったときは使
用者登録を取り消すものとする。

(使用の手続)

第5条 条例第7条第1項の規定によ
る許可を受けようとする者(以下「申
請者」という。)は、使用しよう
とする日の2月前(市内に在住し、在
勤し、又は在学する者以外の者にあ
っては、1月前)から当日までの間
に、我孫子市ふれあいキャンプ場使
用許可申請書(様式第3号)を教育
委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請手続は、インターネッ
トを利用して行うことができる。

3 教育委員会は、我孫子市ふれあい
キャンプ場(以下「キャンプ場」と

(使用の手続)

第3条 条例第5条第1項の規定によ
る許可を受けようとする者(以下「申
請者」という。)は、使用しよう
とする日の2月前(市内に在住し、在
勤し、又は在学する者以外の者にあ
っては、1月前)から当日までの間
に、我孫子市ふれあいキャンプ場使
用許可申請書(様式第1号)を教育
委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、キャンプ場の使用
を許可したときは、申請者に対して

いう。)の使用を許可したときは、申請者に対して我孫子市ふれあいキャンプ場使用許可書(様式第4号)を交付する。

(使用の変更又は取りやめ)

第6条 キャンプ場の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可を受けた事項の変更又は使用の取りやめをしようとする場合は、我孫子市ふれあいキャンプ場使用変更(取りやめ)届(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請手続は、インターネットを利用して行うことができる。

(使用料の納入)

第7条 使用者は、キャンプ場を使用する時まで、条例第11条第1項に規定する使用料を納入しなければならない。

2 略

(申請の制限)

第8条 既許可に係る使用料に未納がある者(当該既許可について使用日から起算して7日前までに第6条に規定する手続をした者を除く。)は、キャンプ場の使用申請をすることができない。キャンプ場以外の使用の許可を受けた公の施設の使用料(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第8項に規定する利用料金を徴収する公の施設にあっては当該

我孫子市ふれあいキャンプ場使用許可書(様式第2号)を交付する。

(使用の変更又は取止め)

第4条 キャンプ場の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可を受けた事項の変更又は使用の取止めをしようとする場合は、我孫子市ふれあいキャンプ場使用変更(取止め)届(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の納入)

第5条 使用者は、キャンプ場を使用する時まで、条例第9条第1項に規定する使用料を納入しなければならない。

2 略

利用料金)に未納がある場合も、同様とする。

(使用料の減免)

第9条 条例第11条第3項に規定する

使用料(テントに係る使用料を除く。以下この条において同じ。)の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1)及び(2) 略

2 略

3 使用料の減免を受けようとする者は、我孫子市ふれあいキャンプ場使用料減免申請書(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、我孫子市ふれあいキャンプ場使用料減免通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第10条 条例第12条ただし書に規定する

使用料の還付は、使用者の責めによらない理由により当該許可したキャンプ場の使用が不可能と教育委員会が判断した場合に限り行うものとする。

2 前項の場合において、使用者は、我孫子市ふれあいキャンプ場使用料

(使用料の減免)

第6条 条例第9条第3項に規定する

使用料(テントに係る使用料を除く。以下この条において同じ。)の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1)及び(2) 略

2 略

3 使用料の減免を受けようとする者は、我孫子市ふれあいキャンプ場使用料減免申請書(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、我孫子市ふれあいキャンプ場使用料減免通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第7条 条例第10条ただし書に規定する

使用料の還付は、使用者の責めによらない理由により当該許可したキャンプ場の使用が不可能と教育委員会が判断した場合に限り行うものとする。

2 前項の場合において、使用者は、我孫子市ふれあいキャンプ場使用料

還付請求書（**様式第8号**）を教育委員会に提出しなければならない。

（使用の取消し等）

第11条 教育委員会は、**条例第10条**の規定により使用の許可を**取り消し**、又は使用の中止を命じたときは、我孫子市ふれあいキャンプ場使用許可取消（中止）通知書（**様式第9号**）を使用者に交付する。

（施設等の損傷等届）

第12条 使用者は、キャンプ場の施設又は附帯設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちに我孫子市ふれあいキャンプ場施設等の損傷等届（**様式第10号**）を教育委員会に提出しなければならない。

（使用後の点検）

第13条 略

（管理を指定管理者に行わせる場合の読み替え）

第14条 条例第14条の規定によりキャンプ場の管理を指定管理者が行う場合においては、第2条から第6条まで及び第9条から第13条まで中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第7条、第9条及び第10条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条中「既許可に係る使用料」とあるのは「既許可に係る利用料金」と読み替えるものとする。

（補則）

第15条 略

還付請求書（**様式第6号**）を教育委員会に提出しなければならない。

（使用の取消し等）

第8条 教育委員会は、**条例第8条**の規定により使用の許可を**取消し**、又は使用の中止を命じたときは、我孫子市ふれあいキャンプ場使用許可取消（中止）通知書（**様式第7号**）を使用者に交付する。

（施設等の損傷等届）

第9条 使用者は、キャンプ場の施設又は附帯設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちに我孫子市ふれあいキャンプ場施設等の損傷等届（**様式第8号**）を教育委員会に提出しなければならない。

（使用後の点検）

第10条 略

（補則）

第11条 略

様式第 8 号を様式第 10 号とし、様式第 7 号を様式第 9 号とする。

様式第 6 号中

「団体名		「登録番号	
代表者 住所		団体名	
氏名	㊟	代表者 住所	
電話		氏名	
		電話	
	」		」
	を		に、

改め、同様式を様式第 8 号とし、様式第 5 号を様式第 7 号とする。

様式第 4 号中

「団体名		「登録番号	
代表者 住所		団体名	
氏名	㊟	代表者 住所	
電話		氏名	
		電話	
	」		」
	を		に、

改め、同様式を様式第 6 号とする。

様式第 3 号中「（取り止め）」を「（取りやめ）」に改め、同様式を様式第 5 号とする。

様式第 2 号を様式第 4 号とし、様式第 1 号を様式第 3 号とし、附則の次に次の 2 様式を加える。

様式第2号（第4条関係）

我孫子市ふれあいキャンプ場使用者登録変更・廃止届

年 月 日

登録番号									
フリガナ									
使用団体登録名									
フリガナ									
代表者氏名									
住所区分	市 内 ・ その他市外								
代表者住所	〒 -								
電話番号									
緊急連絡先	携帯：				その他：				
届出区分	変 更 ・ 廃 止								
変更事由 ・ 廃止事由									
備 考									

- 注1 太枠内は、必ず記入してください。
 2 該当項目には、○印をしてください。

登録カード	確 認	入 力

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にキャンプ場を使用するための準備行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 7 号

我孫子市五本松運動広場整備事業者選定委員会規則を廃止する規則の制定
について

我孫子市五本松運動広場整備事業者選定委員会規則を廃止する規則を次のよう
に制定する。

令和 8 年 3 月 2 4 日 提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

我孫子市五本松運動広場整備事業者選定委員会の委員の任務が終了したこと
に伴い、規則を廃止するため、提案するものです。

我孫子市五本松運動広場整備事業者選定委員会規則を廃止する規則

我孫子市五本松運動広場整備事業者選定委員会規則（令和6年教育委員会規則第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

我孫子市五本松運動広場及び我孫子市ふれあいキャンプ場指定管理者選考委員会要綱の制定について

我孫子市五本松運動広場及び我孫子市ふれあいキャンプ場指定管理者選考委員会要綱を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 2 4 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

我孫子市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 1 4 条の規定に基づき設置する我孫子市五本松運動広場及び我孫子市ふれあいキャンプ場指定管理者選考委員会の組織、運営等に関し必要な事項を定めるため、提案するものです。

我孫子市五本松運動広場及び我孫子市ふれあいキャンプ場指定管理者選考委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、我孫子市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第18号）第14条の規定に基づき設置する我孫子市五本松運動広場及び我孫子市ふれあいキャンプ場指定管理者選考委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会の任務は、次に掲げる事項について調査審議し、教育委員会に報告することとする。

- (1) 指定管理者制度の導入に関すること。
- (2) 指定管理者の選定に関すること。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第7項の規定により提出された事業報告書及び同条第10項の規定により求めた報告に関すること。
- (4) 法第244条の2第10項に規定する実態調査に関すること。
- (5) その他我孫子市五本松運動広場及び我孫子市ふれあいキャンプ場の管理運営に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者につきそれぞれ当該各号に定める人数以内で、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 施設利用者を代表する者 2人
- (2) 学識経験者 2人
- (3) 市の職員 2人

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長にあつては第3条第

2項第1号及び第2号に掲げる委員の互選により、副委員長にあっては同項各号に掲げる委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を取りまとめ、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生涯学習部文化・スポーツ課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 9 号

我孫子市生涯学習推進委員会設置要綱の一部を改正する告示の制定について

我孫子市生涯学習推進委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 2 4 日 提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

我孫子市生涯学習推進委員会の構成員に鳥の博物館の課長又は課長補佐を加えるほか、条文を整備するため、提案するものです。

我孫子市生涯学習推進委員会設置要綱の一部を改正する告示

我孫子市生涯学習推進委員会設置要綱（令和2年教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																							
<p>(構成)</p> <p>第3条 委員会は、次の表に掲げる課に属する課長又は課長補佐（相当職を含む。）及び次条第2項に規定する委員長が指名する者をもって構成する。</p> <table border="1" data-bbox="177 831 775 1144"> <tr> <td>企画政策課</td> <td>市民協働推進課</td> <td>健康づくり支援課</td> <td>子ども支援課</td> <td>手賀沼課</td> <td>都市計画課</td> <td>学校教育課</td> <td>指導課</td> <td><u>生涯学習課</u></td> <td>文化・スポーツ課</td> <td><u>鳥の博物館</u></td> <td>図書館</td> </tr> </table> <p>(補則)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、<u>委員長が委員会に諮って</u>定める。</p>	企画政策課	市民協働推進課	健康づくり支援課	子ども支援課	手賀沼課	都市計画課	学校教育課	指導課	<u>生涯学習課</u>	文化・スポーツ課	<u>鳥の博物館</u>	図書館	<p>(構成)</p> <p>第3条 委員会は、次の表に掲げる課に属する課長又は課長補佐（相当職を含む。）及び次条第2項に規定する委員長が指名する者をもって構成する。</p> <table border="1" data-bbox="823 831 1422 1144"> <tr> <td>企画政策課</td> <td>市民協働推進課</td> <td>健康づくり支援課</td> <td>子ども支援課</td> <td>手賀沼課</td> <td>都市計画課</td> <td>学校教育課</td> <td>指導課</td> <td>文化・スポーツ課</td> <td><u>生涯学習課</u></td> <td>図書館</td> </tr> </table> <p>(補則)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、<u>別に</u>定める。</p>	企画政策課	市民協働推進課	健康づくり支援課	子ども支援課	手賀沼課	都市計画課	学校教育課	指導課	文化・スポーツ課	<u>生涯学習課</u>	図書館
企画政策課	市民協働推進課	健康づくり支援課	子ども支援課	手賀沼課	都市計画課	学校教育課	指導課	<u>生涯学習課</u>	文化・スポーツ課	<u>鳥の博物館</u>	図書館													
企画政策課	市民協働推進課	健康づくり支援課	子ども支援課	手賀沼課	都市計画課	学校教育課	指導課	文化・スポーツ課	<u>生涯学習課</u>	図書館														

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

我孫子市教育委員会人事異動について

我孫子市教育委員会人事異動を別紙のとおり行うものとする。

令和8年3月24日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

我孫子市教育委員会行政組織規則第4条第9号の規定に基づき、令和8年4月1日付けで人事異動を行いたく提案するものです。